

(宛先) 太田市長

狭あい道路整備事前協議書

太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第1項の規定により、後退用地等について協議します。

申請者 (建築主)	〒 電話 ()		
	住所		
	氏名 印		
土地所有者	〒 電話 ()		
	住所		
	氏名 印		
(共有者)	〒 電話 ()		
	住所		
	氏名 印		
後退用地等	所在地	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 特定用途制限地域	
		太田市 地内	
後退用地等の 寄附の意向	☐ 寄附する ☐ 寄附しない	すみ切り用地	☐ あり (☐ 寄附する ☐ 売渡し ☐ 寄附等の意向なし) ☐ なし
建築確認の有無	☐ 有 ☐ 無		
後退用地内の支障物件	☐ 電柱 ☐ 建築物 ☐ 門・塀 ☐ 生垣 ☐ 樹木 ☐ その他()		
すみ切り用地内の支障物件	☐ 門塀 ☐ 土留め ☐ 生垣・樹木		
備考			

申請代理者	〒 電話 ()		
	住所		
	氏名 印		

添付書類

●寄附する場合(提出部数 1部)・・・1 委任状(代理者が協議書を提出する場合)、2 後退用地等寄附申込書(様式第2号)、3 寄附証書、4 承諾書、5 印鑑証明書、6 土地所有者を確認できる資料(登記事項要約書、課税明細書、建築確認通知書、契約書、権利証等)、7 公図、8 地籍測量図又は道路確定図、9 配置図(後退線を表示したもの)、10 案内図

【すみ切り用地を売り渡す場合】 11 すみ切り用地売渡同意書(様式第2号の2)、12 土地売買契約書、13 登記原因証明情報、14 請求書

※6から10までは、コピーしたものでよい。

●寄附しない場合(提出部数 1部)・・・1 委任状(代理者が協議書を提出する場合)、2 狭あい道路機能保全誓約書(第3条第5項関係)(様式第3号)、3 土地所有者を確認できる資料(登記事項要約書、課税明細書、建築確認通知書、契約書、権利証等)、4 公図、5 地籍測量図又は道路確定図、6 配置図(後退線を表示したもの)、7 案内図 ※3から7までは、コピーしたものでよい。



(宛先) 太田市長

狭あい道路整備事前協議書【記載例】

太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第1項の規定により、後退用地等について協議します。

申請者 (建築主)	〒 373-0000	電話 0123(45)6789
	住所 太田市新宿町10番地 新宿アパート201号	
	氏名 群馬 二郎	印
土地所有者	〒 373-0000	電話 0123(45)9876
	住所 太田市渋谷町1000番地	
	氏名 群馬 太郎	印
(共有者)	〒	電話 ()
	住所	
	氏名	印
後退用地等	所在地	☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 特定用途制限地域
		太田市 銀座町100番地 地内
後退用地等の 寄附の意向	☒ 寄附する ☐ 寄附しない	すみ切り用地 ☐あり (☐寄附する ☐売渡し ☐寄附等の意向なし) ☒なし
建築確認の有無	☒ 有 ☐ 無	
後退用地内の支障物件	☐ 電柱 ☐ 建築物 ☒ 門・塀 ☐ 生垣 ☒ 樹木(中高木3本) ☐ その他()	
すみ切り用地内の支障物件	☒ 門塀 ☐ 土留め ☐ 生垣・樹木	
備考		

申請代理者	〒 373-0000	電話 0123(45)7654
	住所 太田市上野町1番地	
	氏名 オオタ建築設計事務所	印

添付書類

●寄附する場合(提出部数 1部)・・・1 委任状(代理者が協議書を提出する場合)、2 後退用地等寄附申込書(様式第2号)、3 寄附証書、4 承諾書、5 印鑑証明書、6 土地所有者を確認できる資料(登記事項要約書、課税明細書、建築確認通知書、契約書、権利証等)、7 公図、8 地籍測量図又は道路確定図、9 配置図(後退線を表示したもの)、10 案内図

【すみ切り用地を売り渡す場合】 11 すみ切り用地売渡同意書(様式第2号の2)、12 土地売買契約書、13 登記原因証明情報、14 請求書

※6から10までは、コピーしたものでよい。

●寄附しない場合(提出部数 1部)・・・1 委任状(代理者が協議書を提出する場合)、2 狭あい道路機能保全誓約書(第3条第5項関係)(様式第3号)、3 土地所有者を確認できる資料(登記事項要約書、課税明細書、建築確認通知書、契約書、権利証等)、4 公図、5 地籍測量図又は道路確定図、6 配置図(後退線を表示したもの)、7 案内図 ※3から7までは、コピーしたものでよい。

後退用地等寄附申込書

年 月 日

(宛先) 太田市長

〒

住所

土地所有者

氏名

(自 署)

電話

〒

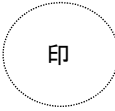
住所

共有者

氏名

(自 署)

電話



太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第3項の規定により下記の後退用地等を寄附申込します。なお、後退用地内の支障物件(建築物、電柱等)は早急に撤去します。

地 名 地 番	太田市 地内			
後 退 用 地	幅	延長	面積	地目
	m	m	m ²	

●添付書類・・・寄附証書、承諾書及び印鑑証明書



印鑑証明書の印を
押印

後退用地等寄附申込書

年 月 日

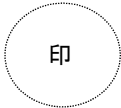
(宛先) 太田市長

〒 373-0000
住所 太田市渋谷町1000番地

土地所有者
(自 署) 氏名 群馬 太郎
電話 0123(45)9876

〒
住所

共有者
(自 署) 氏名
電話



太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第3項の規定により下記の後退用地等を寄附申込します。なお、後退用地内の支障物件(建築物、電柱等)は早急に撤去します。

地 名 地 番	太田市 銀座町100番 地内			
後 退 用 地	幅	延長	面積	地目
	約1.20 m	約20.0 m	約24.0 m ²	宅地

●添付書類・・・寄附証書、承諾書及び印鑑証明書

すみ切り用地売渡同意書

年 月 日

(宛先) 太田市長

〒
住所
土地所有者 氏名
電話
〒
住所
建築主 氏名
電話



太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第4項の規定に基づき、下記すみ切り用地の売渡しについて同意します。また、この土地に所有権以外の権利が有る場合は、速やかに抹消するよう努めます。

地 名 地 番	太田市 地内		
面 積	m ²	地 目	



印鑑証明書の印を
押印

すみ切り用地売渡同意書【記載例】

年 月 日

(宛先) 太田市長

〒

住所 太田市渋谷町1000番地

土地所有者
(自署)

氏名 群馬 太郎

電話 0123(45)9876

〒

住所

共有者
(自署)

氏名

電話



太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第4項の規定に基づき、下記すみ切り用地の
売渡しについて同意します。また、この土地に所有権以外の権利が有る場合は、速やかに抹
消するよう努めます。

地 名 地 番	太田市 地内		
面 積	m ²	地 目	

狭あい道路機能保全誓約書
(第3条第5項関係)

年 月 日

(宛先) 太田市長

	〒	
	住所	
土地所有者	氏名	印
(自 署)	電話	
	〒	
	住所	
建築主	氏名	印
(自 署)	電話	

太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第5項の規定により、下記の後退用地を一般公衆用道路として使用し、後退用地内に建築物はもちろん門、塀、柵、土留め、生垣、植木類は一切設けず、道路としての機能保全の責務を全うすることを誓約します。また、後退線の両端等に後退杭等を設置し後退線を明確にしておきます。なお、後退用地内の既存支障物件は早急に撤去します。

地 名 地 番	太田市 地内			
後 退 用 地	幅	延長	面積	地目
	m	m	m ²	

狭あい道路機能保全誓約書
(第3条第5項関係)

年 月 日

(宛先) 太田市長

	〒	373-0000	
	住所	太田市渋谷町1000番地	
土地所有者 (自 署)	氏名	群馬 太郎	印
	電話	0123(45)9876	
	〒	373-0000	
	住所	太田市新宿町10番地 新宿アパート201号	
建築主 (自 署)	氏名	群馬 二郎	印
	電話	0123(45)6789	

太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第5項の規定により、下記の後退用地を一般公衆用道路として使用し、後退用地内に建築物はもちろん門、塀、柵、土留め、生垣、植木類は一切設けず、道路としての機能保全の責務を全うすることを誓約します。また、後退線の両端等に後退杭等を設置し後退線を明確にしておきます。なお、後退用地内の既存支障物件は早急に撤去します。

地 名 地 番	太田市 銀座町100番地 地内			
後 退 用 地	幅	延長	面積	地目
	約1.20 m	約20.0 m	約24.0 m ²	宅地

狭あい道路整備事前協議内容変更申請書

(宛先) 太田市長

太田市狭あい道路の整備に関する要綱第6条第1項又は3項の規定により、後退用地等について協議内容を変更しま

申請者 (建築主)	〒 電 話 () 住 所 氏 名 印		
土地所有者	〒 電 話 () 住 所 氏 名 印		
(共有者)	〒 電 話 () 住 所 氏 名 印		
後退用地等	所在地	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 特定用途制限地域 太田市 地内	
協議済通知番号	第 協 号		
後退用地等の 寄附の意向	☐ 寄附する ☐ 寄附しない	すみ切り用地	☐ あり 〔 ☐ 寄附する ☐ 売渡し ☐ 寄附等の意向なし 〕 ☐ なし
後退用地内の支障物件	☐ 電柱 ☐ 建築物 ☐ 門・塀 ☐ 生垣 ☐ 樹木 ☐ その他()		
すみ切り用地内の支障物件	☐ 門塀 ☐ 土留め ☐ 生垣・樹木		
変更理由			

申請代理者	〒 電 話 () 住 所 氏 名 印
-------	---------------------------

添付書類

1. 狭あい道路整備事前協議済通知書(様式第5号)の写し
2. 「寄附する」に変更の場合・・・後退用地等寄附申込書(様式第2号)、寄附証書、承諾書及び印鑑証明書
3. 「寄附しない」に変更の場合・・・狭あい道路機能保全誓約書(第3条第5項関係)(様式第3号)又は狭あい道路機能保全誓約書(第6条第3項関係)(様式第4号)
4. 【すみ切り用地を売り渡す場合】すみ切り用地売渡同意書(様式第2号の2)、土地売買契約書、登記原因証明



様式第6号(第6条関係)

年 月 日

狭あい道路整備事前協議内容変更申請書【記載例】

(宛先) 太田市長

太田市狭あい道路の整備に関する要綱第6条第1項又は3項の規定により、後退用地等について協議内容を変更しま

申請者 (建築主)	〒 373-0000 電話 0123(45)6789 住所 太田市新宿町10番地 新宿アパート201号 氏名 群馬 二郎 印		
土地所有者	〒 373-0000 電話 0123(45)9876 住所 太田市渋谷町1000番地 氏名 群馬 太郎 印		
(共有者)	〒 電話 住所 氏名 印		
後退用地等	所在地	☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 特定用途制限地域 太田市 銀座町100番地 地内	
協議済通知番号	第 協 111 号		
後退用地等の 寄附の意向	☒ 寄附する ☐ 寄附しない	すみ切り用地	☐ あり (☐ 寄附する ☐ 売渡し ☐ 寄附等の意向なし) ☒ なし
後退用地内の支障物件	☐ 電柱 ☐ 建築物 ☒ 門・塀 ☐ 生垣 ☒ 樹木(中高木3本) ☐ その他()		
すみ切り用地内の支障物件	☒ 門塀 ☐ 土留め ☐ 生垣・樹木		
変更理由	(例) 土地所有者の承諾が得られたため		

申請代理者	〒 373-0000 電話 0123(45)7654 住所 太田市上野町1番地 氏名 オオタ建築設計事務所 大田 三郎 印		
-------	---	--	--

添付書類

1. 狭あい道路整備事前協議済通知書(様式第5号)の写し
2. 「寄附する」に変更の場合・・・後退用地等寄附申込書(様式第2号)、寄附証書、承諾書及び印鑑証明書
3. 「寄附しない」に変更の場合・・・狭あい道路機能保全誓約書(第3条第5項関係)(様式第3号)又は狭あい道路機能保全誓約書(第6条第3項関係)(様式第4号)
4. 【すみ切り用地を売り渡す場合】すみ切り用地売渡同意書(様式第2号の2)、土地売買契約書、登記原因証

寄附証書

1、不動産の表示 後記の通り

私所有の前記不動産を市有道路敷地として、本日太田市に寄附いたしました。

よって後日のため、この寄附証書を差し入れます。

年 月 日

住所

氏 名

市道路管理者

太田市長

様

[illegible]

【記載例】

寄 附 証 書

実印

印鑑証明の印で
捨て印を押印

1、不動産の表示 後記の通り

私所有の前記不動産を市有道路敷地として、本日太田市に寄附いたしました。

よって後日のため、この寄附証書を差し入れます。

年 月 日

記入しない

署 自

住 所 太田市渡谷町1000番地

氏名 馬 太郎

実印

市道路管理者
太田市長

様

印鑑証明の印を
押印

土地の表示

[illegible]

承諾書

今般私所有の後記土地を市有道路敷地として 年 月 日
太田市へ寄附したいので、その所有権移転の登記をすることを承諾する。

年 月 日

住所

氏 名

市道路管理者
太田市長

様

[illegible]

【記載例】

承諾書

実印

印鑑証明の印
で捨て印を押印

今般私所有の後記土地を市有道路敷地として 年 月 日
太田市へ寄附したいので、その所有権移転の登記をすることを承諾する。

記入しない

年 月 日

記入しない

自 署

住 所 太田市渡谷町1000番地

氏 名 群馬 太郎

実印

市道路管理者
太田市長

様

印鑑証明の印を
押印

土地の表示

市	町 名	番 地	地 目	地 積(m ²)	摘 要

後退用地等の分筆登記後記入する

狭あい道路機能保全誓約書
(第6条第3項関係)

年 月 日

(宛先) 太田市長

	〒	
	住所	
土地所有者	氏名	印
(自 署)	電話	
	〒	
	住所	
建築主	氏名	印
(自 署)	電話	

太田市狭あい道路の整備に関する要綱第6条第3項の規定により、下記の後退用地を一般公衆用道路として使用し、後退用地内に建築物はもちろん門、塀、柵、土留め、生垣、植木類は一切設けず、道路としての機能保全の責務を全うすることを誓約します。また、後退線の両端等に後退杭等を設置し後退線を明確にしておきます。

地 名 地 番	太田市 地内			
後 退 用 地	幅	延長	面積	地目
	m	m	m ²	